

◎市長（作野広昭君） 小川議員の一般質問にお答えいたします。

本市における公金の保全・運用管理についての御質問にお答えします。

初めに、公金管理方針の策定についてであります。現在、公金の管理・運用につきましては、財務規則及び公金取扱規程に基づき、適正かつ効率的な運用に努めているところであります。しかしながら、さらに安全性や確実性を確保する観点から、新年度中に公金管理方針を策定したいと考えております。

次に、公金管理体制の整備についてであります。現在、本市における余裕資金については、リスクを最小限とするため債券等への運用は行っておらず、安全性の高い金融機関への定期預金や普通預金による管理運用を基本としているところであります。

また、公金の収支状況や現金の残高、基金の管理運用状況などについては、毎月の例月現金出納検査において定期的に監査委員の監査を受けております。公金の適正な管理運用が図られているものと思っております。このため、現時点では、外部有識者を交えた公金管理体制の整備については、考えておりません。

次に、公金管理に関する情報開示につきましては、定期的にその状況を開示することにより、説明責任を果たすことが重要であり、今後、公金管理方針の策定に合わせて、公開の時期や具体的な公開の方法などを検討してまいりたいと考えております。

次に、現行の監査制度についての見解及び本市の実情についてであります。昨今の会計検査院の検査等により、多くの自治体で不適正な経理が判明したことを踏まえ、現行の地方自治体の監査制度について、現在抜本的な見直しが行われていることは御案内のとおりであります。

現行の監査制度については、監査委員と外部監査人による監査制度を設けているところでありますが、それぞれの機能や責任の区分が不明確であったり、監査委員及び補助職員の独立性・専門性の確保に限界があることなどから、抜本的な見直しの必要性が生じてきたものであります。

これまで、地方行財政検討会議において、3つの見直し案が示されておりますが、いずれの案にしても、住民の信頼と行政運営の効率性の確保が図られることが大切であり、いかにして公正で合理的かつ効率的な行政を確保することができるかということが最大の関心事でなければならないと認識しております。

また、本市の監査制度の実情は、監査委員2名による監査を実施しており、平成21年度には個別外部監査制度を導入し、住民の請求や地方財政健全化法の対応など、機能の充実を図っております。

なお、現在、総務省においては、財務会計制度の見直しも検討されており、今後発生主義制度への移行が考えられることから、それぞれの制度見直しの動向を見きわめながら、必要に応じて企業会計に識見を有する者の増員についても検討してまいりたいと考えております。